

雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A

No.	区分	質問	回答	備考
1	補助対象者	郡山市内に複数の事業所を有する1中小企業者について、事業所ごとに雇用調整助成金等を申請していた場合、それぞれで補助が受けられるか？（＝事業所ごとに上限額まで補助金交付が受けられるか？）	補助対象者は、中小企業者であれば、あくまで法人ごとになります。 そのため、1法人当たりの上限額は20万円までとなります。 郡山市内に複数の事業所を有していても、1法人であれば、事業所数に関わらず上限額は20万円です。	「要綱第2条第1号」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する <u>中小企業者であって市内に事業所を有している者</u>
2	補助対象者	市外在住の個人事業主で事業所が郡山市内にあるが、対象者になるか？	対象外になります。 個人事業主の方は、郡山市内に住所を有していることが条件となっております。	「要綱第2条第1号」 事業を営む個人であって <u>市内に住所を有する者</u>
3	補助対象者	個人事業主で2種類の事業を行っている。それぞれが1事業者になるか？	複数の事業を行っていても、個人事業主1人につき1対象者です。 法人の場合も、複数の事業を行っている場合がありますが、1法人につき1対象者として扱います。 そのため、 <u>それぞれの事業で雇用調整助成金等の支給を受けた場合は、まとめて本補助金の申請をさせていただくようになります。</u>	
4	補助対象者	労働者を雇用していない個人事業主は、本補助金の対象者となるか？	対象外になります。 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給を受けたものが条件ですので、支払う休業手当がなければ対象にはなりません。	「要綱第2条第2号」 労働局から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者。
5	補助対象者	郡山市内にある事業所分を含めて、郡山市外にある本社が雇用調整助成金の申請書類作成を委託し、申請・支給決定を受けた。この場合も、対象者となるか？	対象となります。 郡山市内に事業所を有し、休業等を実施し、その分の雇用調整助成金等の支給決定を受けていれば、郡山市外の本社がその手続きを行っていても対象者になります。 ただし、申請者が郡山市外となりますので、市内に事業所を有することがわかる書類の添付をお願いします。	「要綱第2条第1号」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する <u>中小企業者であって市内に事業所を有している者</u>

雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A

No.	区分	質問	回答	備考
6	補助対象者	郡山市外の本社等は休業するが、郡山市内の事業所は休業しなかった。雇用調整助成金等の支給は本社で一括して支給を受けた。対象者になるか？	対象外になります。 対象者は法人ごとですが、補助金の目的が、本市内の事業所の雇用の安定及び事業活動の継続ですので、市内の事業所で休業した事実がなければ対象外となります。	「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため
7	補助対象者	雇用調整助成金等の申請はしたが、支給が受けられなかった。補助対象となるか？	対象外になります。 本補助金の対象者は、雇用調整助成金等の支給決定を受けた者でなければなりません。	「要綱第2条第2号」 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業（教育訓練及び出向を含む）により、労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた者
8	対象経費	社会保険労務士に相談のみ行い手数料を支払った（書類作成・申請は事業者自身が行った）場合、本補助金の対象となるか？	対象経費にはなりません。 あくまで本市が補助するのは申請書類作成費用とそれに付随する必要経費となります。付随する必要経費に、相談費用や申請書提出代行費用が含まれている場合は対象となります。したがって、単独の相談費用又は申請書提出代行費用、並びに顧問料等は対象外となります。	「要綱第3条」 雇用調整助成金等の支給申請に係る <u>書類作成</u> を社会保険労務士又は弁護士へ委託する場合に生じる手数料又は報酬とする。
9	対象経費	消費税及び地方消費税は対象経費になるか？	対象経費にはなりません。	「要綱第3条」 ただし、当該手数料又は報酬のうち、消費税及び地方消費税については、除くものとする。
10	対象経費	社会保険労務士等へ支払った手数料又は報酬のうち、源泉徴収税額は対象経費となるか？	対象経費となります。	

雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A

No.	区分	質問	回答	備考
11	対象経費	市外の社会保険労務士等へ支払った費用でも対象経費になるか？	対象経費になります。 社会保険労務士等へ支払った費用であれば、どちらの方でも結構です。 ただし、社会保険労務士及び弁護士以外へ委託した場合は違法契約となりますので、対象外となります。	
12	対象経費	雇用調整助成金等の申請書を各月ごとに作成委託した場合、2回にわけて申請することは可能か？	可能です。 ただし、1事業者あたり上限額は20万円ですので、上限額を超えたら申請はできません。 また、2回目以降の申請の場合は、上限額から既に交付を受けた金額を差し引いた金額で申請をお願いします。	
13	対象経費	緊急雇用安定助成金のみ申請書作成を社会保険労務士へ委託したが、対象経費になるか？	対象経費になります。 緊急雇用安定助成金とは、勤務条件等から雇用保険への加入義務がない従業員に対する休業手当に対し、雇用調整助成金と同等の助成金が受けられる制度です。	
14	対象期間	対象経費は2020/4/1～2022/11/30の期間内に申請したものか？	<u>2020/4/1～2022/11/30の期間に行った休業等に対する雇用調整助成金等申請分</u> であって、申請書提出分ではありません。 なお、給与締切等の関係で <u>4/1又は11/30をまたいでの申請に係るものは対象</u> になります。	※令和2年10月1日 質問・回答欄一部修正 ※令和3年1月20日 質問・回答欄一部修正 ※令和4年7月1日 質問・回答欄一部修正 ※令和4年10月1日 質問・回答欄一部修正

雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A

No.	区分	質問	回答	備考
15	対象期間	2022/12/1以降の対象期間において雇用調整助成金等の支給決定を受けたが申請できるか？	国の緊急対応期間が終了し、経過措置期間となったため、市もそれに準じて要綱を改正しました。 <u>2022/12/1～2023/1/31までの対象期間において「特に業況が厳しい事業主」として国から雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業所のみが対象となります。</u> なお、給与締切等の関係で <u>12/1又は1/31をまたいでの申請に係るものは対象</u> になります。	※令和4年12月1日追加
16	補助金交付	申請者と振込先の口座名義人を別にしたいのだが、可能か？	申請者と振込口座名義人は同一でお願いします。 本補助金の申請は、社会保険労務士等へ手数料又は報酬を支払ったうえでの申請となりますので、社会保険労務士等への振込はできません。	
17	補助金交付	申請から交付までにどのくらい時間がかかるか？	交付決定通知までに2週間、口座振込まで1か月間を目標としておりますので、あらかじめご了承ください。	
18	補助金交付	補助金申請時には事業を営んでいたが、現在は廃業してしまった。補助金の交付は受けられるか？	補助金を交付する時点で、法人が解散、個人事業主が廃業している場合は、交付できません。 補助金の目的が、郡山市内事業所の雇用の安定と事業運営の継続であるからですのでご了承ください。	「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため（以下省略）。 ※令和3年1月20日 質問・回答欄一部修正

雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A

No.	区分	質問	回答	備考
19	申請書作成	申請者が法人の場合、申請書の社印は「角印」「丸印」のどちらなのか？	法人の「代表者印」である「丸印」をお願いします。	
20	申請書作成	雇用調整助成金等は、郡山市外の本社がまとめて支給決定を受けたが、本補助金の申請者は、市内事業所名でも良いか？	市内事業所名での申請も可能です。 ただし、複数事業所があっても1法人当たりの上限額は20万円となりますのでご注意ください。 また、補助金の振込先も申請者名義口座のみとなりますので併せてご留意願います。	
21	添付書類	「雇用調整助成金等の支給申請に係る書類作成を社会保険労務士等へ委託する場合に生じる手数料又は報酬を支払ったことが確認できる書類」は領収書で良いか？	領収書に書類作成に係る費用であることがわかる文言の記載があれば結構です。 領収書に書類作成に係る費用であることがわかる文言の記載がなければ、その内訳がわかる契約書又は証明書等の添付をお願いします。	
22	その他	要綱第1条に「予算の範囲内」との記載があるが、予算がなくなれば終了するのか？	現段階では、そうせざるを得ません。 今後は、申請状況等を勘案し検討してまいります。	
23	その他	郵送での申請となっているが、市役所へ持参しても受付してもらえるか？	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送でお送りくださいますようご協力をお願いします。	

雇用調整助成金等申請支援補助金 Q & A

No.	区分	質問	回答	備考
24	補助対象者	事務所は郡山市外にあり、少し離れた郡山市内に工場がある。従業員は一部を除き工場に勤務しているが、この場合、この工場を郡山市内にある事業所として申請することはできるか？	「事業所」は、原則、国や地方公共団体等の公的機関が「従業員の存する事業所」として扱っていることを想定しています。例えば、お尋ねの工場が社会保険適用事業主として認定されていれば補助対象者に該当しますが、工場、資材置き場、倉庫、駐車場等の施設が存在することだけを以って事業所とすることはできませんのでご了承ください。	※令和2年10月1日 項目追加
25	補助金交付	補助対象期間中に郡山市内の事業所を市外へ移転し、郡山市内の事業所がなくなった。郡山市内在住の従業員はいるが、補助金の交付は受けられるか？	補助金の申請は勿論のこと、補助金を交付する時点で、対象要件を満たす事業所が郡山市内にない場合は、交付できません。 補助金の目的が、郡山市内事業所の雇用の安定と事業運営の継続を図るためであるからです。 なお、補助対象者の要件に従業員の住所は要件にしておりませんので、その点は交付決定の判断材料にはなりません。	「要綱第1条」 この要綱は、雇用の安定及び事業活動の継続を図るため（以下省略）。 「要綱第2条第1号」 （前文省略）中小企業者であって市内に事業所を有している者又は事業を営む個人であって市内に住所を有している者。 ※令和3年1月20日 項目追加